

## 吉見病院 医療安全管理委員会要綱

目的及び設置	院内における安全管理に関する諸事項を検討するため、吉見病院に医療安全管理委員会を設置する。
構成メンバー	<u>理事長</u> 、院長、薬剤師、看護師長、看護主任、介護主任、管理主任、事務主任、管理栄養士、 <u>事務責任者</u> 、 <u>その他管理者</u> が指名した職員とする。
委員会	委員会には委員長を置く。委員長は委員会を招集し、その議長となる。
議事	委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。議決を要する事項については、出席委員の過半数により決する。
開催	委員会は、毎月1回開催することを原則とする。必要に応じて臨時に開催することができる。
審議事項等	医療安全管理指針に定めるレポートの原因追及及び対策の検討、対策の啓蒙及び研修計画の検討
その他	医療事故調査報告制度に該当する場合、院長は副院長を委員長に指名し、「院内事故調査委員会」を発足させる。委員長は医療安全委員会構成メンバーの中から委員を招集し、調査報告を行う。

平成24年6月16日

平成27年10月1日

2019年4月1日